

陳 情 文 書 表

4 陳情第 74 号

豊田北町の中間処理場の用途地域と第一種住居地域
 から準工業地域へ変更する事案に反対する

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 4 年 11 月 9 日
 (西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市李町 [REDACTED]
	氏 名	大倉和彦 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	() -

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市李町 [REDACTED]
	氏 名	大倉和彦
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 4 年 11 月 9 日 17:05			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
○ 山	○ 安藤	/	○ 山浦	○ 小林	○ 北村	○ 金澤

主任	主任
○ 澤根	○ 渡辺

箕川北町の中間処理場の用途地域は第一種住居地域及び
準工業地域へ変更する事案に反対する附情書

副紙 1 箕川北町の中間処理施設の用途地域を現行の第一種
住居地域及び準工業地域へ変更する事案が進行中である。本件は、
都市計画法16条(公職令)、17条(総覧)、18条(都市計画審議会の決定)
と要件と定めるところ、結局、小金井市都市計画審議会が多数決で
決めた用途地域へ変更した。憲法29条(財産権の保障)は国民
の財産権を侵害してはならないと定めるところ、系統的には、市町村
都市計画審議会が決定すれば、民間人が所有する土地、建物の価値
も暴落したるに組むが組むはなすべし。

2 用途地域と準工業地域へ変更すると、その土地に中間処理施設を
建設するに不可能となる。小金井市の可燃中間処理施設は、現在、日野市
の施設へ行っており、容量により、あと25年を過ぎれば、小金井市は、
日野市の施設と使えなくなる。小金井市は、中町丁目準工業地域
地区の目黒工場跡地3400坪を所有しており、本来であれば、その
中間処理施設の火災に備えるべく、その土地を専ら跡地
は新庁舎建設予定地となっており、そのこと、小金井市は、その中間
処理施設に充てる土地が無く、苦しむ事から、箕川北町の中間処理場
を転用する事案がある。

3 ことごとく、公責は、小金井市長及び小金井市議会議員にあることは
当然であるが、公責をめぐり、今更その責をめぐりても問題解決にはならない。
小金井市長は、令和4年10月14日付で欠呈となっており、附情者の思いと、
市長不在の折に、上記の重要事案を審議と進めようとするのは、いかにも思わ
れぬところ、謝かどうしてその進行を止めようとするか、毅然としたい。

よって附情者は、地域住民の一員として、本件附情を存す事之人である。以上。

小金井市議会議長殿 令和4年11月9日。

小金井市本町

大谷和彦

陳 情 文 書 表

4 陳情第 75 号

「幼保無償化」の対象外となった子どもたちへの国が定めた救済制度
 の速やかな実施を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)









令和 4 年 12 月 6 日
 (西暦 2022)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	麻生 禎子 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年			
受 理 年 月 日		令 和 4 年 12 月 6 日 13:50					
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	
主任	主任						
							

2022年12月 6 日

小金井市議会議長 鈴木成夫 様

「幼保無償化」の対象外となった子どもたちへの国が定めた救済制度の速やかな
実施を求める陳情書

2020年12月、国は「幼保無償化」の対象外となっている子どもたちの救済の為に、「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」を制定し、2021年4月より実施の旨の通達を各自治体に出しました。

その内容は、一定の条件を満たせば、一人当たりの支給額は上限2万円、国と東京都と各自治体で3分割して支給、ただしこれを実施するのは自治体の手上げによるものとする、とあります。

早速市に面談、時に電話で小金井市の取り組みについて伺い、またその実現を要請してまいりました。また幾人かの議員の方々も、この件に関して要望されたと伺っています。

市からは「確かに該当者はいます。目下実施の方向で調査、前向きに検討中につき、暫く待つてほしい」という返答を得て、はや1年半が過ぎました。

市と担当課のご努力には敬意と期待を抱きつつこのままでは、もはや今年度の実施さえ覚束なく2年間が過ぎていく懸念に、諦めるわけにいかない思いを致しております。

せっかくの国の救済制度の恩恵が速やかに子どもたちに届かないことに、長年にわたり小金井市で暮らし、子育てをしてきた者として他人事ではなく、心が痛みます。

ちなみに中央線沿線の自治体の中で実現できていないのは1市+小金井市の2市だけで、あとはすべての自治体が実施しております。

小金井市で暮らす子どもたちに、いささかの不平等も無きよう、速やかな実施を陳情いたします。

小金井市東町

麻生禎子